

令和元年 11 月 14 日

お客様各位

三重県職員信用組合

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する  
ガイドライン」を踏まえた預金規程の改定について

当組合は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和 2 年 2 月から、預金規程を改定いたします。

規程改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

上記の変更に伴い、以下のとおり預金規程を改定いたします。

1. 対象となる預金規程

※改定後の新規規程は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

- ・普通預金規程
- ・無利息型普通預金規程
- ・通知預金規程

2. 規定適用開始日

令和 2 年 2 月 3 日（月）

### 3. 主な改定内容

- (1) 当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等にお取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。
- (2) 「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。

以上

※ 本件に関するお問い合わせ先

三重県職員信用組合 事業部預金課

Tel 059-228-5205